

平成24年1月6日

教職員及び学生 各位

安全衛生委員会委員長

大芝 亮

(公印省略)

国立キャンパス喫煙場所の撤去について (通知)

受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっており、健康増進法第25条でも多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととされました。

また、厚生労働省でも国民の健康増進の観点から受動喫煙防止の取組を積極的に推進しています。

安全衛生委員会において受動喫煙が問題として指摘され、衛生管理の視点から、本学の喫煙場所の見直しを検討した結果、下記の喫煙場所については、平成24年1月末までに撤去することに決定しました。

なお、今後も段階的に喫煙場所を減らしていくことを検討しています。

また、昨今指定の喫煙場所が許可なく移動されたり、指定の喫煙場所以外の場所に吸殻入れが置かれているケースが見受けられます。指定の喫煙場所以外に設置されている吸殻入れ等は、随時撤去いたします。

記

撤去する喫煙場所：本館東側 (別図 i)

第2講義棟前 (別図 e)

東1号館西側 (別図 j)

撤去する時期：平成24年1月末

参考 URL：厚生労働省「受動喫煙防止対策について」に関する局長通知の発出について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004k3v.html>

日本医師会 すすめよう禁煙 やめられない喫煙はニコチン依存症

<http://dl.med.or.jp/dl-med/nosmoke/susumeyou.pdf>

以上

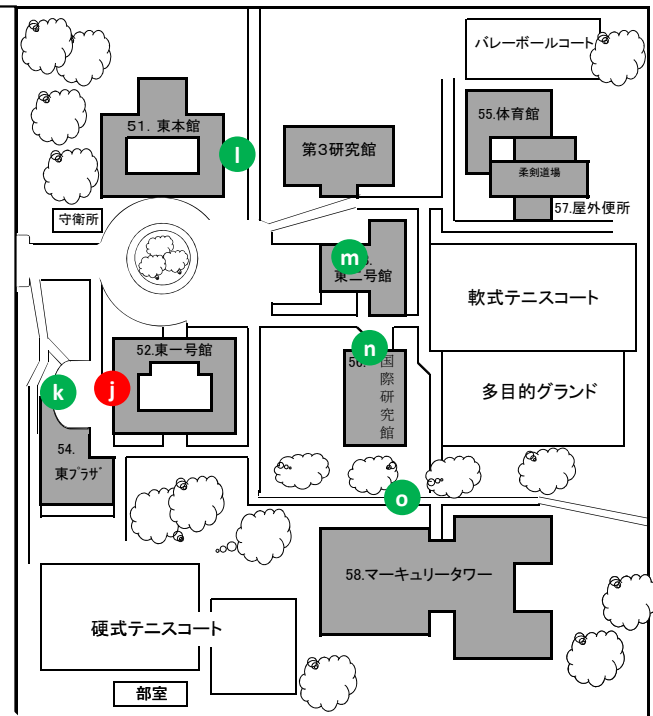
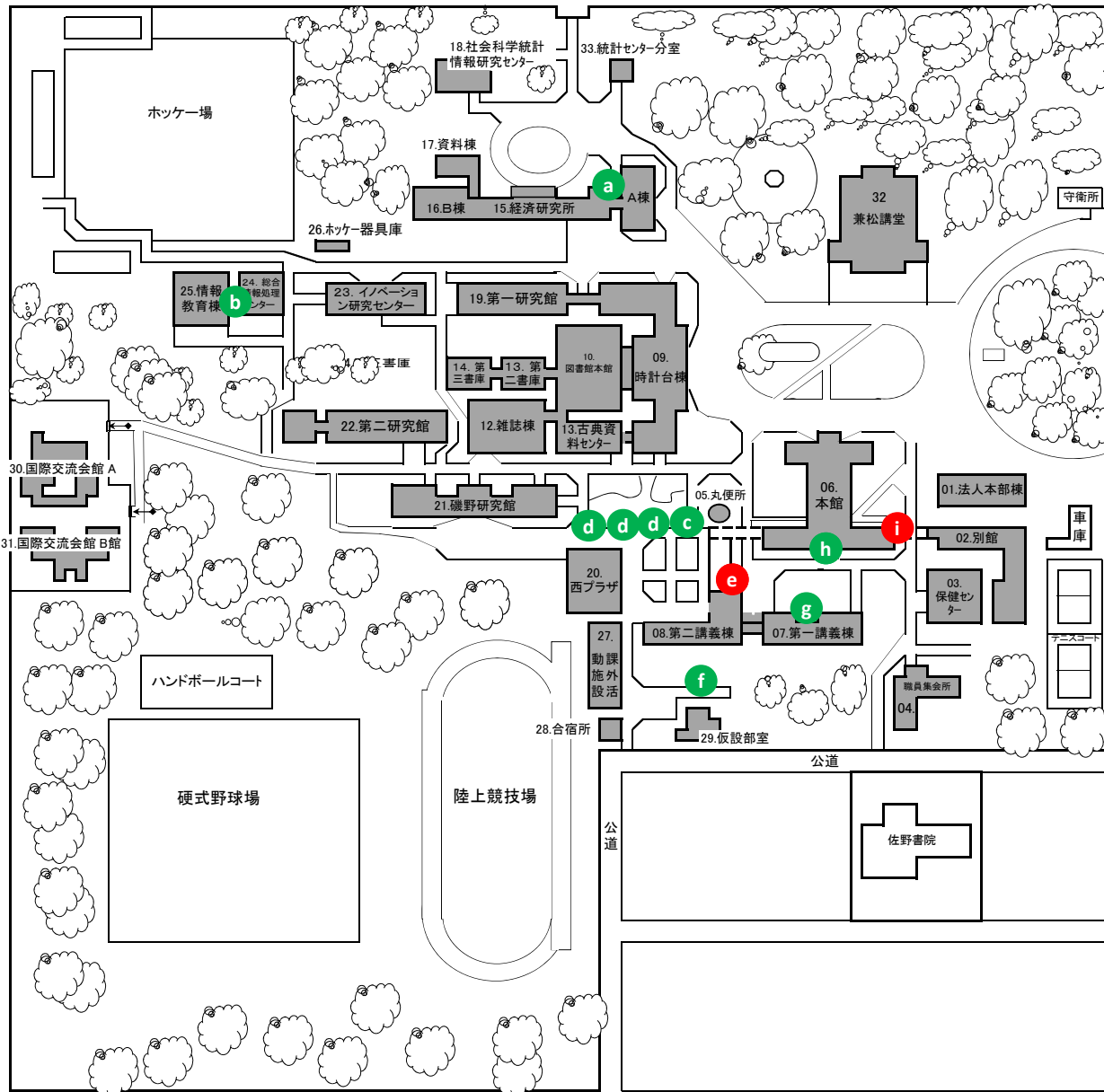
【本件問い合わせ先】

人事労務課労務主担当

TEL 042-580-8027

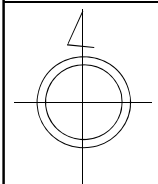
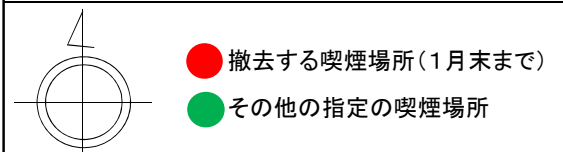
E-mail per-ro.g@dm.hit-u.ac.jp

# 一橋大学 喫煙場所撤去計画



大学通り

至 谷保駅



別図